沼津市ニュービジネス創出事業補助金交付取扱要領

平成30年３月29日

部長決裁

１　趣旨

この要領は、沼津市ニュービジネス創出事業補助金交付要綱（平成28年沼津市告示第47号。以下「要綱」という。）に基づく補助金交付の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

２　補助の対象者

要綱第３条第１号に規定する「納期の到来した市税に未納がないこと」は、募集期間の最終日時点において商工振興課が納税管理課に照会し確認するものとする。

３　募集方法等

⑴　沼津市ニュービジネス創出事業補助金（以下「本補助金」という。）の募集は、年度ごとに期間を定め、一次募集及び二次募集を行うものとする。

⑵　一次募集は、要綱第３条に規定する補助金の対象者のうち、過去に本補助金の交付を受けていないものを対象として実施する。

⑶　二次募集は、一次募集の結果申請者の交付決定額の総額が予算額に満たなかった場合のみ実施する。

４　補助金の額

⑴　市長は、一次募集申請者の交付申請額の総額が予算額を超える場合は、予算の範囲内で按分して交付するものとする。ただし、按分後の交付決定額の総額が予算額を下回る場合にあっては、要綱第４条第４項の規定にかかわらず、 1,000円単位で切り上げて割り当てることができる。

⑵　前号の規定は、二次募集申請者の交付申請額の総額が予算額を超える場合の交付について準用する。

⑶　市長は、本補助金の交付決定を受けた者が補助事業の内容を変更した等の理由により補助対象経費が 200万円を下回ることとなった場合は、補助対象経費の２分の１に按分率を乗じた額を交付する。

5　交付の申請

⑴　交付の申請に当たり、申請者が市内に住所を有する個人である場合は、要綱第５条に規定する沼津市ニュービジネス創出事業補助金交付申請書に住所及び生年月日を記載するものとする。

⑵　交付の申請に当たり、申請者が市外に住所を有する個人である場合は、要綱第５条各号に掲げる提出書類に、当該個人が住所を有する市町村の発行した納税証明書を添えて提出するものとする。

6　事業計画の変更

本補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業にかかる総事業費において、交付決定額を下回る変更が生じる場合には、あらかじめ事業変更申請書、変更後の事業計画書及び収支予算書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

付　則

この要領は、平成30年４月１日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

付　則

この要領は、平成31年４月１日から施行する。

付　則

この要領は、令和６年５月31日から施行する。